

平成28年第6回浅川町議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月12日（月曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議案第61号 浅川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについて
- 日程第 2 議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第64号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第65号 浅川町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第66号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第67号 浅川町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第68号 平成28年度浅川町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第69号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第70号 平成28年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第71号 平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第72号 平成28年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第73号 平成28年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第74号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第75号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第76号 平成28年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第77号 幼保一体化施設建築工事請負契約について
- 日程第18 議案第78号 多目的施設建築工事請負契約について
- 日程第19 同意第 4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 発議第 3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出について
- 日程第21 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡	辺	幸	雄	君	2番	金	成	英	起	君	
3番	須	藤	浩	二	君	4番	緑	川	富	士	男	君

5番	江田文男君	6番	笹島亮二君
7番	水野秀一君	8番	田中重忠君
9番	上野信直君	10番	角田勝君
11番	久保木芳夫君	12番	円谷忠吉君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	須藤一夫君	副町長	大谷修治君
教育長	内田賢寿君	総務課長	久保木正信君
会計管理者	八代敏彦君	建設水道課長	江田豊寿君
税務課長	菊池三重子君	住民課長	坂本高志君
保健福祉課長	須藤寿行君	農政商工課長	岡部真君
学校教育課長 兼社会教育課長	小針紀喜君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	岡部栄也	局長補佐	生田目源寿
--------	------	------	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、議案第61号 浅川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つは、定数の問題であります。これは、10人ということで、説明の中にもいろいろ話ありましたが、前の協議会だと思えます、この農業委員会資料ということでいただきましたものでは、その定数が10人というふうなことでございまして、今までの定数からすると非常に少なくなって、法律的にはこの浅川町の1,000町歩以下の農地ということであれば、14人が上限ということでありますが、10人にしたそういう理由というんですか、前にも案として出されました、参考資料の中で出ました推進委員の区域というふうなことで、推進委員の定数についての1つの区域が出されてございまして、その中で9地域で11人と、こういうふうなことにこの推進委員の場合にはなるというふうなことでございましたが、農業委員が1人少ないと、こういうふうな状況もありまして、その辺の定数の問題、これをどういうふうにかえたのかということで、できればやはり、今2人、3人は多くてもよかったのではないかと。

なぜかという、それはやっぱり今まで公選がありましたけれども、そのほかに、いわば各地域の代表というような感じで行政区の推薦や、さまざまな状況の中で立候補して委員になったと、こういうふうな状況がありますので、そういう地域性を考えれば、もう多いほうがよかったのではないのかなと、例えば大きな地域の中で1人というふうなこともあったり、そういうことがあるのではないのかなということが1つあります。

それから、2つは、この定数を決めて、そして今度は公選がなくなりまして、いわゆる町長の選任というふうな形になるわけでありまして、ただそういう中でも、説明の中にもあったように、いわゆる各地域のほうからの、あるいはみずからの、何ていうんですか、ぜひなりたいたいというような、そういう立候補の表明、あるい

は地域の推薦での農業委員のそういう形が今後の形として出てくるんだと、こういうふうなことが説明がありました。そして、推薦、あるいはそういう公募の中で、約1カ月間の期間を置いて、町長やその他の関係する方々が農業委員を決めると、こういうふうなことになって、そしてそれが終わって議会の承認というふうなことになるわけではありますが、その辺の農業委員の選び方というんですか、選任の仕方、そういうことについて、町長は、あるいは関係者はどのように今、考えておるのかということでもあります。その結果、10人ということが出てきたんだと思いますが、その辺についてご説明をいただければというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めることについては、農業委員会の総会の中でも、その原案をお示しいただいて、そしてそれなりにお認めをいただいたということを踏まえて、今定例会に定数の条例改正を行うわけではありますが、基本的には今言ったように、上限が法で定められております。私どもは、石川地方5町村としても、この上限を基本として守ろうということが一つの確約であります。ただ、その中で、お互いの町村の農地の状況等々を勘案して、その範囲の中で推進委員も農業委員の定数も決めようということで、この数字に至ったわけであります。

提案理由の説明の中でも申し上げましたし、また農業委員の皆さん方の総会の中でもその話は申し上げておりますが、じゃ何で10人なんだということでもあります。これは前にも申し上げましたように、耕地100ヘクタールについて1人という、ある程度の大まかな基準の中でやるのが、今の私の町にとって適正な委員の定数だろうというのが結論であります。推進委員が1人多いわけですが、これは委員の皆さん方の補助的な役割を担うことと、その責をややもすると同等のものがあると思いますが、ただ委員とその推進委員の形の中ではちょっと役割が違いますので、だからその中で報酬等も多少の差があって、そして、手当的なもので現行と同等の委員の手当に到達するような方法を考えようということでやったわけであります。

推薦の方法ですが、これは各耕地面積の中で出されておりますように、その中で今回は認定農業者等々、あるいは婦人がどうというようなこともありますので、そういうものをこれから選考する中で、この条例案が可決されれば具体的に検討して、妥当な、本当に農業に精通し、真剣に対応できる、こういう人材の選考になることだというふうに思っております。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 町長の答弁、了といたしますけれども、ただ具体的にはその推薦なり、そういう公募なり、そういうものを土台として、やっぱり町長1人でやるというわけにはいかないと思うんですね。それは最終的には町長の責任になりますから、ただ、どういう形で出てきた推薦の名簿とか、あるいは認定農業者を、特例としても4分の1以上は委員にしなければならないというふうな法律もありますので、そういう決めもありますので、そういう中で具体的にはどういう方々が町長との、最終的には町長が決めるけれども、その前段階でどういう審議をされるのかということについてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 耕地面積を一つの基準といたしておりますので、その地区の中でいろんな選考の仕方があろうと思いますが、ただ1つは認定農業者等々というんですか、役割の制約が1つありますので、そういう

ものの推薦のほかは、地区の皆さん方、いろいろな考え方があろうと思いますので、そういう皆さん方の意向をしっかりと拝聴し、いただいて、決定をしていただければ一番理想な形かなというように思っています。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） この条例によれば、新しい農業委員さんの過半数は認定農業者の中から選ぶということになっておりますが、今現在、地区ごとの認定農業者の数についてお聞きしたいと思います。

それから、今、10番議員のほうから出ましたが、選考方法としてはこれはあれですか、選考委員会が何かおつくりになって、そこから推薦してもらって、それを町長が判断して推薦するということなのか、その選考の方法についてご説明をいただきたい。

以上の2点。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 認定農業者の数は、事務担当から報告いたします。

選考は、今も申し上げましたように、地区の皆さん方のいろいろな協議、選考をいただいて決めたいと思っています。別に選考委員会の選定というようなものは、現時点では考えておりません。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、認定農業者の数ですが、今現在37名となっております。

それから、過日開催した全員協議会の中の資料のスケジュールというのがあったんですけども、その中のところに、募集を開始した後、候補者評価委員会を必要があれば開催するようなことで説明しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） その認定農業者の数、今37名ということでしたが、この3ページに、各地区ありますが、地区ごとに何人、何人と、ちょっとお知らせいただければ。認定農業者の数。

それから、今の4ページの移行スケジュールの中に、29年度、真ん中、右側のあたりに、候補者評価委員会というのが出てきていますよね。だから、これは選挙ではないですよ。条例の改正があって、制度改正の説明会があって、新農業委員、農地利用最適化推進委員募集開始、候補者評価委員会ということがあるので、この選考の方法をもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 選考の方法は、誰が見ても全くだなという適任者を選ぶということです。

○8番（田中重忠君） いやいや、ここで手続が書いてあるので、それについて説明を求めています。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） まず、今回、この条例が施行されますと、翌年1月にまず行政区長さん等の説明会を予定しております。その後、2月、または3月にかけて募集開始をし、その後、その募集状況を受けて候補者評価委員会を開き、6月に選任議案を提出したいというようなことです。

以上です。

〔「各地区の農業委員について」の声あり〕

○農政商工課長（岡部 真君） 地区ごとの農業委員については、ちょっと今、把握しておりません。

○8番（田中重忠君） いや、認定農業者です。

○農政商工課長（岡部 真君） 認定農業者も、その地区割、どこの地区に何人いるかについてはちょっと把握しておりません。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） その辺はあれですね、こういう場合には、やっぱりちゃんと調べてきていて臨んでください、議会に。

それから確認なんです、今、担当課長の説明に制度改正の説明予定、行政区長等、新農業委員、農地利用最適化推進委員募集開始で、3番目に候補者評価委員会、そしてそこで出たものについて、町議会に農業委員の選任議案を提出するという事は、ここでこれらのことを参考にして、ここで町長が初めて結局議会に議案を提出するという事ですから、ここで出てくるということですね。だから、それまでの間には、新農業委員、それから最適化委員の募集をしたり、それから候補者評価委員会を開いたりという手続があるということで理解してよろしいんだと思うんですが、いかがですか。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） そういうことでございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点だけ。

今も質問が出ましたけれども、選考委員会をつくらないと。ところが、候補者選考評価委員会ですか、これはつくと、こういうことなんです、この候補者選考評価委員会、これは一体どういう組織で、どういうメンバーで構成するのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） この言葉はあれですが、選考する際に、農業委員の候補者評価委員会というものをご想定しております。この中では、その応募、あるいは推薦があったものに対し、意見、その候補者の評価を行って、審査等を、審査というか、その方が適切な方なのかどうかなどを評価するというような組織をご想定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） それだけ聞くと、まさに選考委員会じゃないかというふうに思うんですね。この評価委員会というのは、どういう方々で構成される予定なのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、各地区の推薦と、さらにみずから自薦する、そういう方々についてもこの委員会で評価するということですね。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） はい、みずから自薦、それから推薦を受けた人、全てにおいて、そのような活

動歴などを確認するというか審査するというようなことを考えております。

評価委員につきましては、現在のところ認定農業者推進協議会とか、農業委員だとか、あと町関係者で組織するようなことを想定しております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第1、議案第61号 浅川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を定めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 端的に2点伺いたいと思うんですけども、今回引き上げを提案されたその理由について、1点目として理由は何なのか伺いたいと思います。

それから、2点目として、町民の大方の方は、給料、あるいは年金等の収入で生活をしているわけなんですけど、こういう町民の暮らしが総じてよくなっていると、こういう認識を今お持ちなのかどうか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） まず1点目、今回の提案に至った理由でございますが、11月に県のほうから通知がまいりました。その通知の中身につきましては、国・県において、特別職の期末手当を0.1カ月引き上げるという内容でございました。これを受けまして、各市町村において適正に対応するという中身でございました。

それらを受けまして、他市町村、管内町村の動向を見ましたところ、全部引き上げるということでございましたので、今回の提案に至ったわけでございます。

それから、町民感情ということでございますが、まあいろんな捉え方はあろうかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目はわかりました。

2点目は、提案者の町長に対して、どういう認識をお持ちなのか、総じて町民の暮らしはよくなっているというふうな認識をお持ちなのかどうかということをお伺いしましたので、ぜひ町長にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） いろいろな職業や立場によってさまざまだと思っております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 同じような趣旨でありますけれども、今、町長からも答弁がありまして、その立場、さまざまな状況、こういうようなことではいろいろな考え方があるだろう、認識があるだろうと、こういうふうなことでした。

ただ、私が感じるのは、確かに国や県、引き上げで指導があったと、そして多くの町村がそういう形で提案するんだということでもありますので、ということが総務課長からありました。やっぱり町民は、今、どういう認識かということで、私、今、町長に、確かにそのさまざまな立場やさまざまな状況によって考え方も違うんだと、こういうふうに、これは本当に、何というんですか、名回答、そういう答弁だと私は思うんです。ただ、実際は町民の大部分の方々は、今、特別職の期末手当の引き上げをやるべきではないだろうというのが一般的ではないかというのが大方の認識ではないのかなと。

確かに今、町長が言われるように、中には国や県がやるのなら、その指導に従わなくちゃならないし、近隣もそういうことなんだからやむを得ないだろうという方ももちろんいらっしゃると思います。ただ、大方のやはりこの町民のことを考えますと、年金の引き下げや、あるいは給与が引き上げにならないのに、民間では引き下げになったり、サービス残業がふえてきたり、さまざまな状況が今、改善するどころか悪くなってきているのではないかと、こういうときになぜ上げるのかと、こういうふうな認識は私はあるのではないかなと。もう少し働く人のそういう状況が向上してきたそういう段階でやるのであればというふうな考えが大方であろうと思うんですが、その辺は町長、どういうふうにお考えでありましょうか。もう少し具体的に答弁いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） めいめい受けとめ方はいろいろあろうと思います。

ただ、私どもは行政という一つの並びの中で、全県下がこういう、議員も、あるいは特別職も、期末手当も、職員も上げていくという基準をつくって出されている分について、じゃ何で浅川だけそれはできないんだというようにこのないよう、決めるのは皆様方ですから、私どもはこういうふうにやりたいよという提案をしているのであって、いいか悪いかは皆さん方の判断で、皆さん方が決めていただければ、私どもはそれでこれから行政を執行していくということだと思います。

ただ、町民もいろいろ見方はあると思いますよ。議員とか職員とか特別職の値上げなどはもってのほかだともうのもあると思います。しかし反面、その置かれている職責の責任を考えれば、果たしてそれではじゃ、その価格とは妥当なのかという、これまた大きなクエスチョンもつくんだろうと思うんです。ですから、私は社会全体がそういう状況の流れの中にあるときに、片やどんどん下げているときに、私の町は条例を改正して上げるというならばいざ知らず、全くその枠を超えていないわけですから、皆さん方の、私は判断に委ねる以外は何もないということであります。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 質疑の中でも、るる町長からもありまして、私どもも議員のそういう報酬、期末手当、こういうものが安ければ安いほどいいんだという態度はとっておりません。

ただ、その状況判断が、やっぱり私は必要だろうということで、町民の感情の大部分は、今の時期に引き上げる必要はないのではないかと、もっと慎重に事を見るべきだと。たとえ管内、あるいは全国もそういう形がとられようとも、浅川町はやっぱり議会がそういうことにきちっとけじめをつけたんだと、そういうふうなことになったほうが町民のためにも私はなるし、そういう引き上げの財源そのものは、例えば大きな金、この中では議員の場合には47万6,000円というようなことでありますから、大きなものだと、多額なものだというふうには指摘をしませんけれども、それでもやはり引き上げをするという、そういうことについての町民の認識、感情、私はそういうことを考えれば反対をするものであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「反対討論」の声あり〕

5番、江田文男君。反対ね。

○5番（江田文男君） 私も原案に反対の討論をいたします。

というのは、私は議員になって13年です。いつもいつも反対討論は出ているんですよ、日本共産党から。それでもちゃんと、もしこれ可決すれば入っちゃうんですよ。そうでしょう。私はそれは絶対おかしいと思うん

ですよ。反対すれば、やっぱりそれなりの態度をとらなくちゃいけないと思うんです。

私は、もしこれが可決して、私は反対討論しています、可決したならば、私は全世界で活動している赤十字社に、私が引退いたしましたら何らかの貢献をいたします。私はそれなりの今、覚悟を持っております。

やはり、どうしても全町村が引き上げに入ったら、やっぱり私はそれに、町民からも引き上げで、何でだといったら、それなりの理由を言わなくちゃいけないと思うんです。やっぱり我々は一生懸命、町民のために一生懸命やっているわけです。と思います、私は。

それで、やっぱりいろんな面で引き上がるというのは、本当に私は大事だと思います。ただ、私は一緒に反対いたしまして、引退後を見ていてください。

以上です。

〔「議長、議事進行」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの5番議員の反対討論は、反対討論の趣旨とちょっと異なっておりますので、その辺はきちっと整理をしていただきたいと思います。反対討論は、議案に対する反対討論であって、これが通った後、寄附するとかしないとか、反対しても……

〔「ちょっと待って、寄附なんて一言も言っていないからね」の声あり〕

○8番（田中重忠君） いやいや、反対としても、もらうときはもらうんであるうとか、こういう話になると、これは反対討論の趣旨とは違うと思いますので、そういうのはちょっと整理をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第3、議案第63号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議案第64号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 62号の議会議員の期末手当の引き上げと同じ理由で、この町長等の給与に関する条例の一部改正についても反対をいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） まず、この議案第64号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正について、賛成討論いたします。

やはり、いただけるものはいただいて、一生懸命仕事するのが職務だと思っています。それで、町民からもいろんな感情があるかもしれませんが、もらうことが私は妥当だと思っておりますので、ぜひ喜んでいただいて、いただくようお願いを申し上げまして、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 町長の給与、これは引き上げの額そのものは本当に微々たるもので、実質的にどうのこのものにはならないと思いますが、現在の町政を見ますと、宅造のほうの販売はなかなか進まないとか、いろいろ未解決の問題がございます。それらのことについて、やはりもうちょっと町長にやっぱり頑張ってもらいたい。また、幼保一体化などに見られるように、町民の中に反対の声が出ていても、それを推し進めるという、そういう部分もあります。

そういう意味から、今ここで町長の給与を引き上げることについてはご遠慮いただきたいなというふうに思うので、この議案には反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 議案第63号ですか、この議案ですね、この議案に賛成します。

○議長（円谷忠吉君） 議案第64号です。

○11番（久保木芳夫君） 64号。失礼しました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第64号 浅川町長等の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、議案第65号 浅川町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） まず、原案に反対者の発言を許します。

角田勝君。

○10番（角田 勝君） 挙手がおくれて申しわけないです。

ただ、私、この前号議案に同じ理由で、今の町民の感情や置かれている状況から見て、やはり反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成の発言を許します。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 議案第65号 浅川町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、賛成いたします。

やはり、私、先ほど言ったとおりに、もらうものはもらって、あと一生懸命仕事をしていただきたいと思います。

よって、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第65号 浅川町教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第6、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第6、議案第66号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第7、議案第67号 浅川町税条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 本件のほかに、奨励金制度が残っているものというのは、まだほかになんかあるんですか。その点が1点です。

それから、恐らく納入率の向上を狙いにして、この制度は始まったというふうに思うんですけども、今回廃止をすることによって、収納率について影響はないのかどうか、その辺のような認識をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 報奨金の残りのものはないのかという点につきまして、固定資産税のほうが残っております。

2点目の収納率の問題なんですけど、報奨金が廃止されたからといって、納税率が悪くなるということはないと考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 固定資産税のほうが残っているということでもありますけれども、今回固定資産税もあわせて提案されなかったのは何か理由があるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） 町・県民税につきましては、普通徴収と特別徴収がありまして、普通徴収に該当されている方だけに報奨金が出るようになっております。固定資産税については、固定資産を持っている方全員に報奨金が対象になるということでもありますので、今回町・県民税のみ報奨金のほうを廃止するというところで提案させていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 今回のこの条例改正によって、影響を受ける町・県民税の報奨金の額はどれぐらいになるんですか、金額はどうなるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○**税務課長（菊池三重子君）** 今、手元に資料があるものをちょっとお話しさせていただきたいと思うんですが、27年度におきましては、普通徴収の報奨金対象者が128名、金額にしまして122万3,660円、28年度につきましては報奨金対象者が109名、金額にしまして77万2,500円となっております。

以上です。

○**議長（円谷忠吉君）** いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○**議長（円谷忠吉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（円谷忠吉君）** これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（円谷忠吉君）** 討論なしと認めます。

これから日程第7、議案第67号 浅川町税条例の一部改正についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**議長（円谷忠吉君）** 起立全員です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○**議長（円谷忠吉君）** 日程第8、議案第68号 平成28年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○**9番（上野信直君）** 3点、お尋ねをしたいと思います。

1点目です。10ページに地方創生事業費というのが載っておりますけれども、3種類の事業に取り組むということでもありますけれども、それぞれについて詳しくご説明を願いたいというふうに思います。

それから、12ページの臨時福祉給付金、これについてでありますけれども、給付される金額、あるいは対象者、こういったものについてご説明を願いたいというふうに思います。

3点目ですが、13ページで保育士賃金が減額になっておりますけれども、その減額の理由を伺いたと思います。

○**議長（円谷忠吉君）** 総務課長、久保木正信君。

○**総務課長（久保木正信君）** それではお答えします。

10ページの13目地方創生事業費の委託料のそれぞれ詳しい説明でございますが、一般質問等の答弁等においても説明させていただきましたけれども、まず1点目の農産物加工製造・販売ニーズ調査でございますが、昔

ながらの漬け物等の加工製造・販売ができないかなということで、それらに伴う調査でございます。

それから、2点目の小さな拠点づくり調査業務委託でございますが、各地域にある空き店舗、それから空き家等を利用して、それらの、今、前段で申し上げました漬け物の加工製造・販売ができないかなという調査委託でございます。

それから、3点目の巡回バス運行ニーズ調査業務委託でございますが、買い物弱者のために巡回バスを運行することを計画しての調査業務委託でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 12ページ、臨時福祉給付金給付事業でございますが、今回の補正で対応しますのは、来年の平成29年2月から5月分までの支給分を実施時期として考えております。給付金の名称については、臨時福祉給付金、経済対策分としまして、平成29年4月から平成31年9月の2年半分を支給するという事です。

支給額については、1人1万5,000円としまして、対象人数を、これまで同様ですが、予算上1,600人として該当者を考えております。給付総額はその該当人数ですと2,400万円ということを予定しまして、補正で計上したところでございます。

それから、保育士の減額につきましては、本採用職員がふえたということと、それから途中入所が想定より多くなかったということでございます。そのために対する減額となっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 1点目の巡回バス運行ニーズ調査業務委託ということで、確かに高齢者になって、免許を返上して、買い物に行くのも容易でない、あるいは近所にあったスーパーがなくなってしまって、買い物に行くのが容易でないという方が、これからどんどんふえると思うんですね。ですから、こういう調査を行って、巡回バスの運行を検討するというのは、本当にいいことだというふうに思います。

ただ、私たちも以前から考えていたんですけれども、買い物というふうになると、買い物する場所というのは極めて限られてしまう。大きな店舗ということになるのかなというふうに思うんですね。そういう特定のところに買い物が集中するようなバスの運行を、公費でやってもいいものなのかどうかというのは、私たちも随分と議論してきたんです。ぜひ検討してもらいたいですけれども、白河市の大きな店舗では、独自に買い物バスを出しているところもあるんですね。ですから、それに倣って、大きな店舗には一定程度の負担を求めると、協力も求める、こういうこともぜひ検討していただきたいなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） おただしの巡回バスの運行等の計画でございますが、今現在考えている巡回バスの運行につきましては、大型店舗等への巡回バスは考えておりません。町内に空き店舗がございます。それから中山間地には空き家がございます。それから、各地区には集会場等がございます。今、想定しているところの考えは、それらの空き店舗、空き家、それから集会場等をめぐる巡回バス等の運行ができないかなというこ

とで考えております。

それぞれ、前段で申し上げました漬物等、それから農産物でございますが、これらについては生産すれば当然売場所が必要になるわけでございますけれども、それらの売場所については、空き店舗、空き家、各集会議場でできないか、そこをぐるっとめぐって、買い物弱者のための巡回バスはできないかなということ考えておまして、実際の詳細な検討はこれからになるかと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、いいです」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 今の上野議員の質問に関連するんですけども、いわゆる巡回バスは、今、言われたように買い物専門、そういうところではないんだと、大規模店に回る予定はないというふうなことであります。それは了としますけれども、いわゆる第一の農産物の加工所をつくって、そして販売するという、これは予定としては、そういう計画の中で委託する場合、何カ所程度を考えているわけでありですか。例えば、空き店舗がかなりあるということで、その中で配置を考える、あるいはほかの集落でもあれば、そういうところでも加工所をつくるというようなことで、複数の加工所を立ち上げると、あるいは販売所を立ち上げると、こういうふうなことで委託をするということでありですか。その点が1つと、それから巡回バスの件では、そのバスそのものは公営、町が管理運営から運行から全て責任を持ってやるのか、民間なのかと、あるいは第三セクター的なそういうものなのか、その辺お伺いしたいと思います。

それから、2番目には、16ページの3目19節の農地集積協力金80万、これを組んであるんですね。これ農地の集積の実績によって、協力金という形で出るんだと思うんですが、これは農業委員や集積の最適化推進委員、こういうものの能率給とは関係なく、農地の集積のために出し方などにですね、協力金として出す、そういうものなのかということでもあります。

それから、同じ16ページに、水田作振興補助金というものがあります。これは、どういう補助金なのか。

それから、同じく地元の要望により用排水路の工事だということで、6目15節に工事請負費があります。これはどこの箇所で、どういう工事なのかということでもあります。

それから、3つ目には、17ページの1目の15節ですか、区の要望工事費ということで300万の工事費、これなんかもあるわけでありましたが、これもどういう工事なのかということ。

それから、次の18ページの宅造の特別会計繰出金が8,616万5,000円、これは町長からも提案理由でありました。いわゆるこの繰り出しておくものを、その理由としては何か県からのそういう指導があったやにというふうに私ちょっと受けとめたんですけども、やはりこの積立金は正常に戻して、正常な形にすべきだという、そういうことであって、ただ公金の、何というんですか、こっちから持ってきて、こっちへ持っていったもとに戻すと、基金には戻すんだと、こういうふうなことでありますが、その辺の理由ですね、今やらなければならない理由は何なのかということでもあります。

さらには、ページ21の農用地等災害復旧費の249万9,000円の5カ所というのは、その箇所はどこなのかお伺

いしたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 10ページの13目地方創生事業費についての質問でございますが、まず農産物の加工所でございますが、何カ所程度を考えているのかということでございますけれども、空き家調査をしております。その空き家調査の結果に基づいて、農産物の加工をできる場所がないかなということで模索しているわけございまして、場所につきましては数カ所でございます。

巡回バスにつきましては、全て町直営でやるのか民間委託でやるのかというおたしでございますが、いろいろ経費等の面を考えて、これから検討を重ねるわけでございますが、それらのことを鑑みれば、民間委託のほうが最適かなというふうには考えております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 2点目の、まず農地集積協力金80万円ですが、これは2名の方になっております。これは、いわゆる中間管理機構を通じたやりとりの中で、いわゆる経営転換協力金になっております。1名の方については約2反3畝ぐらい、もう1名の方については約1町4反ぐらいの面積をお持ちなので、それぞれ30万円と50万円、合わせて80万円というふうになっております。

それから、水田作振興補助金につきましては、当初650万円ありましたけれども、内容につきましてはいわゆる飼料用米と加工用米、それぞれ1袋1,000円の補助をしているわけですが、本年度、ほぼ確定したもので、この分を補正するものでございます。

それから、農地費の工事費につきましては、福貴作地区の水路が一部、山際に走っているところなんです、そういうところの補修、それから中根地区における簡易ゲート、それから大草の配水路につきましては補修工事を予定しております。

それから、農地災害復旧の単独の箇所ですが、城山下の新宿地区が1カ所、それから小貫の一番池のところ、それからその池の南側のほうに農道があります、そこが1カ所、それから太田輪の二渡地区が1カ所、それからその5件なんです、あと1件につきましては、補助の災害のほうの実施設計の委託ということで、1カ所ということで、計5カ所というふうになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、ページ数でいいますと17ページ、8款2項1目道路維持管理費の工事請負費300万ですが、説明の中においては行政区要望の対応ということでございますが、今年度、道路の町道関係の維持補修につきまして、橋梁部分の段差解消とか舗装面における補修、そういった補修関係も含めまして300万円を計上した次第でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 8款5項1目の住宅管理費の28節繰出金8,600万円の関係でございますが、宅造

会計に調査建設基金、それから都市開発基金から年度間を超えての繰り出しをしているわけでございます。これにつきましては、県市町村財政課からの指摘がありという、町長行政報告にございましたが、大本は地方自治法第208条2項でございます。そのところには、会計年度独立の原則というのが書いてございまして、「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」というふうに書いてあるわけでございます。

宅地造成事業特別会計に則して申し上げますと、借入金を一括返済してございます。その財源については、その年度の歳入をもって充てなさいということで、年度間を超えての借り入れ等はだめということになっているわけでございます。ただ、特例がございまして。それは、地方債とか債務負担行為等でございます。これも単年度ということではございますけれども、ある程度の年数があれば大目に見てもらえたのかもしれませんが、調べましたところ、当初借り入れより20年ほどたっておりまして、それらを解消するための正常の形、それから3点目にございましたただ単なる公金の移動にはなるかと思っておりますけれども、最終的には正常な形に戻すということでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 地方創生の場合のいわゆる巡回バスは、民営化にしたいということでありませぬ。その規模とか、どういうところに何か所ぐらいとまって、どういう時間にどう、そういうことも含めて細かく委託するんだと思うんですが、そのためのいわゆる委託の、何ていうんですかね、これこれこういうふうにして、こういうことについて委託するんだという、そういう約束事があると思うんですけれども、その辺はきちんと、口頭ではなくて条例とか条文なんかをつくって、文書で委託をするということになるわけですか、これ、いずれの委託についても。その辺についてお伺いしたいと思います。

それと、そういう際に、やっぱり最初の説明では29年度から実施したいというような話もありました。あと30年度になる場合もある、29と30と2年にまたがるという説明がありましたけれども、それぞれ29年度と30年度の事業の実施の状況はどういうふうなことになるんですか、29年はこれこれ、30年はこうこうと、その辺説明をいただければというふうに思います。

それから、いわゆる飼料米と加工米、1袋1,000円の補正ということで、水田作振興補助金がありました。これは補正でありますから、当初の予算にもこの加工米の水稻については計上されておったわけですが、その後、補正をしなければならないというふうな状況、これは当初はこれこれと、とっておいたんですけども、ふえて、この分補正ということになるんだらうと思うんですが、その辺の数字的な数量、そういうものについてご説明をいただきたい。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 1点目の地方創生に関しての質問でございますけれども、一応委託する場合には、先ほどから申し上げております趣旨を文章化して、委託先にお渡しをしたいと思っております。その趣旨に基づいて、それぞれ作成をお願いしたいと思っております。

それから、29、30年度の事業内容でございますけれども、29年度につきましては加工製造、それから販売事

業の主体設置、運営をしたいと。それからそれらの販売促進PRもしたいと。それから小さな拠点づくり事業ということで、空き家、空き店舗を利用するわけでございますけれども、それらの改修に対する補助を行いたい。それから巡回バス運行等を29年度では考えております。

30年度につきましては、それらの事業にあわせて、地域のコミュニティー整備事業ということで、具体的には浅川駅の北側の駐車場が今、土のままになっておりますけれども、それらをカラーブロック等で整備したいというふうに考えておりますが、なお29年度、30年度につきましては全て交付決定ということで認められているわけではございません。全体事業として認められている中の一部でございますので、これらにつきましてはそれぞれまた申請、それから交付決定が伴ってまいりますので、確定ではございませんのでご承知おき願いたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 農政商工課長、岡部真君。

○農政商工課長（岡部 真君） 水田作振興補助金につきましてはですが、まず飼料用米の今年度の交付見込みは4,300袋の見込み、それから加工用米が4,200袋の見込み、合わせまして1,000円掛けますと850万円。それから、振興作物に対する反当り2,500円の補助が110万、合わせて960万で、当初予算につきましては、概算で650万というようなことであったものですから、差し引き310万を今回補正することとなったものです。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 14ページの山白石特別保育所費の中に関連するんですが、今年度3月いっぱいまで廃止というようなことで、保育所の父兄会並びに保育士といたしまして、機関誌の発行、それから閉所式なども考えているようでございます。それで毎日、先生方も夜遅く準備に当たっているようでございます。それに対して、父兄も少ない面で、いろいろな支援をしていただければ大変ありがたいのですが、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） お答えいたします。

山白石特別保育所につきましては、これまでも補正で、40周年とあわせて閉所式に対する冊子をつくるということで補正をしておりました。今回、閉所式に伴うアレンジ花の購入や鉢花、それから閉所式の風船を飛ばすとか、そういう形で盛り上げていきたいと考えておりますので、補正予算の中で協力していくということで考えております。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 7番、水野秀一君。

○7番（水野秀一君） 金額的にはどのぐらいなんですか。ちょっと私、知りたいです。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 今回、とりあえず12月補正で計上しましたのは、閉所式に伴う部分では4万でございます。それから、前回の補正では40万とったかと、記憶の中ではございますので、記念誌等で閉所式に伴う経費として前回40万、今回記念式典ということで4万ということで計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 私は、簡単に2点ほどお伺いします。

先ほど、地方創生事業をおっしゃっていますが、私の聞きたいのは1点だけ、これは29年、30年の事業なんですよね。それで、これ31年以降、そのまま継続するのか、まずお伺いいたします。

あと、15ページの清掃費の中の石川地方生活環境施設組合分賦金の966万円、これ清掃費というのはなかなか補正というのは聞いたことないんですけども、これ説明は不足するということなんですよね。それで、その主な不足する理由をお伺いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 地方創生事業費の継続でございますけれども、一応考えておりますのは、29、30年度である程度交付金等で補助等をしながらやっていきたいということで、31年度以降につきましては、補助なしの独立でできないかなということで計画はしております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） 石川地方生活環境施設組合分担金なんですけれども、金額そのものは全体で1億4,000万円になっております。提案説明では、一応不足額ということで説明申し上げましたが、当初予算の時点で、ほかの関連事業との関係がありまして、満額、予算づけできないということで、暫定で1億3,000万ほど計上しました。今回、12月にその差額分を計上するというで計上させていただいております。ですから、資金計画上のというふうにお考えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 31年以降は独自でやるということですね。大変年寄りも多くなっておりますので、ぜひ31年以降、独自でお願いをいたします。

そして、衛生費はわかりました。ありがとうございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかにありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず1点は、ただいま江田議員のほうから質問があって、答弁出たわけですが、この石川地方生活環境施設組合分賦金の増額については、いろいろあったんだと思うんですが、これについてももう少し丁寧な説明をしていただきたい。何がどうなって、この増額分が必要になったのか。さっきの話だと、概算でこの予算を組んでおいて、今度は増額になったからということで増額分を計上したということですが、恐らく石川地方生活環境施設組合の場合には、結局5町村でやっているわけで、結局くみ取りとかそういう費

用がうんとふえたということになれば、そのふえたものを5町村で決められた割合によって分担するということになると思うんですね。ちょっと細かくて面倒なあれだと思うんですが、これについてはもうちょっと丁寧に説明していただかないと、ただ不足分で966万追加ですよということではちょっとどうなのかなと。この辺についてもちょっと詳しく説明してください。

それから、19ページの10款5項1目15節に関連した質問ということで、この浅中については大規模改修とかの話でずっと以前から言っているんですね。それで私、常々あそこを通って見ているんですが、雨どいの腐食が大変ひどいんですね。雨どいの修理とか何かというのは、現在予定に上がっているのかどうなのか。恐らく、今の状態であれば、手当をして塗装をすれば今後も使えるんだと思うんですが、今のままですと完全に腐食をして、そしてだめになってしまうと思うんですが、その辺のところをお聞きしたいと思います。

それから、先ほども出ましたが、繰出金ですか、これ宅造のほうの会計にも関連するわけですが、これは今回8,600万円、結局繰り出すということではありますが、これについてはもうちょっと丁寧な説明をされるべきではないですか。というのは、これは庁舎建設基金から宅造の借入金を一時的に繰りかえ運用ということで使ったお金だと思うんですね。その分は、どういう条件がついたかという、確実な返済計画のもとに使うのであれば、この繰りかえ運用は認められると、この基金について。そういう条件でもってこれは繰りかえをして、借金の返済に充てたわけです。

ところが今回、担当課長の説明ですと、県から指導があって、20年たっていると、そういうことだから返しなさいというんですが、これはもともとは宅造を売って得た収入をもって確実に返済していくと、こういう条件でスタートしているはずなんです。ですから、このようなところをもうちょっときちっと説明していただかないと困ると思うんですね。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 住民課長、坂本高志君。

○住民課長（坂本高志君） 施設組合の負担金についてなんですけれども、中身についてちょっとご説明申し上げますと、28年度の負担金、これ石川管内5町村で9億1,000万ほどになっております。その中で、浅川町は15.8%の負担率になっております。28年度の当初予算が1億4,000万円ほどだったんですけれども、当初予算の中で1億4,000万円要求しましたが、他事業関連でいわゆる歳出の予算が非常に厳しいということで、12月になってその不足分を補正で対応したいということの財政協議がありましたので、今回その不足分を補正したということになっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） ただいまご質問あった件でございますけれども、まず工事請負費につきましては、来客用の玄関の上が雨漏りするというので、これについては早急に対応しなくちゃならないだろうということで、今回補正のほうをお願いしたところでございます。

また、質問がありました雨どいにつきましては、大規模改造を実施するというので、今のところは考えておりませんでした。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 宅造への繰り出しについてのおただしでございますけれども、今回補正予算に至

った理由等につきましては、町長行政報告のとおりでございます。

それから、確実な返済計画を定めて、当時借りたはずだということでございますけれども、調べてみましたところ、確実な返済計画の最終期はもうとっくに過ぎているわけでございます。1つは平成15年3月、それから2つは平成16年3月でございます、それ以降、なかなか返済に至らなかったということで、今回、県市町村財政課からの指摘に基づきの返済計画になったわけでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点目の石川地方生活環境施設組合の部分については、要するに当初予算では町として予算がとれなかったということで、その残金については12月補正で剰余金の出た時点で対応するというところで、今回966万円はそういう理由で計上したということで理解してよろしいんだと思うんですが、よろしいですね。

それから、浅中の雨どいのことですが、大規模改修でやるということですが、それはいつやるんですか。それから、大規模改修という話は大分前から聞いているんですが、いつやるのか。これが予算とか何かの関係で、まだまだ先に延びるのであれば、あの雨どいは早急にやっぱり手当てしないとだめだと思うんですよ。その辺もお聞きしたいと思います。

それから、庁舎建設基金、もう期限がとっくに過ぎている。過ぎているでしょうね、あのときのあれからすれば。ただ、じゃなぜ期限が過ぎているのに返せなかったのか。これは、はっきりしていると思うんです。要するに、宅造が計画どおり売れていない、売っていないから返す金が出てこないわけですね。だから、宅造を売らなくちゃならないのに売れない。だからその期限が過ぎてしまった。だから、今度は一般会計からそれをざばざばと入れて返せばそれで済むという話では私はないと思うんですよ。何しろ、須藤町長になってから、1区画も売れていないんですよ、この宅造は。だから返済になっていないんだと思うんですよ。だから期限が過ぎてしまっているんだと思うんですよ。

だから、その辺について、販売の問題と、全然関係なくただ一般会計から入れればいいんだ、県がそういう指導をしたというのも、ちょっとおかしい話だと思うんですよ。当初、基金を使ったときの条件、これはやっぱりきちっと本来であれば守るべきだと、それが守られなかったのであれば、それはそれとして、しっかりとやっぱり議会でその中身について報告してしかるべきだと思うんですよ。それを何にも説明しないで、今回突然8,600万円、あと4年ですか、5年で各年度9,000万ずつ返金しますという話では、ちょっとこれは説明不足も甚だしいと思うんですよ。

この点について、もうちょっとしっかりとした説明をしてくださることと、するとこれはもう宅造は関係なく、一般会計から返してしまうと、こういうふうに町長は腹を決められたということなんですか。その辺について明快なご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 学校教育課長兼社会教育課長、小針紀喜君。

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 先ほどの質問でございますけれども、すみません、手元のほうにちょっと振興計画のほうを持ってきておりませんが、幼保一体化施設が完了してから計画はなっております。現在、3階建てということで、もし塗装する場合についても足場等を組み、大変な大がかりな事業

になるということで、大規模改造にあわせて実施したいというふうに考えております。

〔「大規模はいつやるの」の声あり〕

○学校教育課長兼社会教育課長（小針紀喜君） 幼保一体化施設の建設が終わってから、すみません、31年だったと思うんですけども、今、手元に資料ございませんで、申しわけありません。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 宅造の繰り出し関係でございますが、まず1点目は宅造の販売につきましては、今までいろいろ議論されてきたかと思えます。

それから、一般会計からの繰り出し、県の指導云々でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり、地方自治法に基づく指導があったわけでございます。

それから、説明不足というお話でございましたが、町長行政報告で説明したとおり、28年度は8,600万円、それから29年度から31年度は毎年9,000万円ほど繰り出して、総体的な借入額3億5,600万円を解消するという中身以外はございません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 第1点目の、どうなんですか、雨どいは業者かなんかに見てもらったんですか。31年、32年まで放っておいても大丈夫なんですかね。その辺のところ。ただ大規模にあわせてということで、全部交換しなければならないなどということにはならないんでしょうか。その辺、しっかりひとつ調査してください。ここでいろいろ議論してもしょうがないですから。それで、やっぱり緊急性があるときには、やっぱりしっかり対応していただきたいと思えます。片っ方の大きい事業やっているから、片っ方できないんだって、あれはそんなに大きいあれではないんですね、金額的には。それでみすみすだめにしてしまうようなことにならないように、しっかりと調査検討をしていただきたいと思えます。よろしいですか、そういうことで。

それと、庁舎建設基金の件であります。28年度8,600万、29年度から9,000万ずつ、合計3億5,600万円を結局一般会計から返済するということではあります。これが何、県からのあれで、地方自治法の何条でしたか、それに基づいて。地方自治法何条よりも、この繰りかえ運用をしたときにも、法律でやる部分で、かなり議会で議論したんですよ、9番議員かなんかと一緒に。そのときに、基金に積み立ててある金を他の用途に使うことについては、やはりきちっとした法律的な制約があったんですね。ただし、これは確実に返済がきちっとされる、そういうものについては特別認めるという、そういうものだったんですね。それで、これは使ったんですよ。だから、それが今、できなくなっちゃったとって、もう10年以上もたってから、今になって地方自治法の何条と言いましたか、まあいいです、私調べますから。そこに書いてある、県から言われたからといって、今度一般会計からぼこぼこ基金に返金するというのは、これはやっぱりおかしいですよ。自分たちの都合のいいような規則、条例、法律、そういうものばかり適用してやるんじゃないで、これは最初のときのあれをきちっと調べてみてください。これについては、この後の議会でもいいですから、しっかりしたやっぱり内容を見直して、こんな簡単な話ではないと思うんですよ。

○議長（円谷忠吉君） 総務課長、久保木正信君。

○総務課長（久保木正信君） 宅地造成事業会計の繰り出しにつきましては、これを決定するに当たりまして、

いろいろ議会で議論されていたことは仄聞して承知しております。それで、確実な返済方法も立てて、いろいろ協議されたこととは思いますが、先ほど申しあげました会計年度独立の原則に照らし合わせてどうかということも議論はされたと思います。その中で、確実な返済方法があればということで、当時一般会計からそれぞれ貸し付けを行ったものと承知しておりますけれども、今回、当初から20年もたっておりますし、正常な形に戻したらいかがですかという指導もございまして、今回の提案になったわけでございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 補正予算は、特別職、あるいは議員、こういう期末手当の引き上げが含まれておりますので、その他緊急やむを得ない、そういう状況の中での補正が大半であります。以上の理由から反対したいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 平成28年度浅川町一般会計補正予算に賛成いたします。

というのは、まずこの補正の中に地方創生事業、これ大変、老人のため、困っている方のために、28年度にいろいろ調査をして、29年、30年、そしてまた31年に継続するというのも出ております。大変すばらしい補正だと思っております。全く反対する根拠はありませんので、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 今回のこの補正予算については、その他いろいろ目を通したところでは、適正に計上されていると思うんですね。

ですから反対の余地がないんですが、ただ1点、今、質疑の中で申しあげましたように、庁舎建設基金への返済を、繰り戻しを一般会計からやる、それも10年以上もたって、今になって気がついたみたいな、そんな話でやってしまう、こういうむちゃくちゃな返済金の予算が計上されております。これらについては、もし今回のような処理をするについても、協議会が何かで、やっぱり議会にもうちょっと説明して、そして議会とともに話し合って処理されるべきだと思うんですね。いきなり補正予算にこの返済をのせるという、こういうやり方の予算については、これはもう基本的に賛成できません。そして、単年度会計の原則だと担当課長言っておりますけれども、これは全然違うんですね、最初の入ってきた約束。だから、それらの関係書類も参考資料として出して、その上でやっぱりやられるべきだと、そういう点で私は反対をいたしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 議案第68号、賛成討論をします。

平成28年度浅川町一般会計補正予算について賛成します。

この議案につきましては、議会初日、町長提案理由の説明もあり、また今までのこの質疑等におかれましても、補足につきましては担当課長より詳細に説明を受けておりまして、何ら異議ありませんし、重要な施策ばかりでございます。

よって、私はこの議案に賛成します。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第68号 平成28年度浅川町一般会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（円谷忠吉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第9、議案第69号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第9、議案第69号 平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第10、議案第70号 平成28年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 平成28年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論を行います。

この補正予算については、先ほどの質疑等の中にもありましたが、この十数年間、全く1区画も売れておりません。また、今年度行っております特別販売の中でも、いまだに1戸も売れていない、こういう状態です。全く売れる見通しが立っていない、こういう中でのただ町予算の行ったり来たりという、そういう操作だけを行っているこうした補正予算は、やはり行政の会計としては私は間違っているというふうに判断します。基本は、一日も早く宅造、これを販売することです。

今議会で、9番議員から議会と執行部で販売促進協議会等をつくって、協力して販売を進めてはどうかという提案等もありましたが、それについても町長はいま一つ話に乗ってまいっておりません。本当に販売を真剣に考えるのであれば、それは当然やっぱり議会とともに足並みをそろえて、そうして販売に取り組むべきだと思います。そうした見通しが全く立っていない、このことを最大の理由といたしまして、私は本案に反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 平成28年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算に、まずは賛成いたします。

というのは、宅造販売のために、町長初めさまざま行動、事業を行っております。そしてまた、職員一丸となってパンフレットなどをあちこちに配って、売り込みに必死でございます。

よって、この補正には全く問題はないと思いますので、賛成いたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第70号 平成28年度浅川町宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第11、議案第71号 平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第11、議案第71号 平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第3号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第12、議案第72号 平成28年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点だけ、お聞きしたいと思います。

51ページの1款1項1目19節負担金、補助金及び交付金、この500万はデイサービスセンター運営補助金ということで、食堂や人件費等ということでご説明ありましたが、この内容についてもうちちょっと詳しくご説明をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、負担金の500万円の増に関するものでございますが、冷凍冷蔵庫やデイスの故障等がございました。それから、利用者用の食堂のエアコンを1台購入したもの、そのほかヒーター2台を購入しておりまして、備品や修繕がふえてまいりました。

それから、生きがいデイサービスというものをこれまでも実施してございましたが、週2日から週5日の実施を行うようになりまして、これに対応するための人員の増による人件費及び開催日の増によります経費の増がございますところから、500万円を計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第12、議案第72号 平成28年度浅川町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第13、議案第73号 平成28年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第13、議案第73号 平成28年度浅川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第14、議案第74号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点だけ、お尋ねをしたいと思います。

64ページ、2款1項1目15節工事請負費7,700万円ということで、これは大同通り雨水排水溝の追加工事分だというふうに思うのですが、現在のところからどちらにどの辺まで具体的に排水溝が延びていくのか、その辺のところを簡単にご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 現在のところ、雨水工事の発注が八紘園から3工区まで発注されています。

今回、国の追加補正でやる実施予定箇所については、大同信号と第一精機さんの間のところですね、そこから旧大日音響さんの中のところ、その箇所について用地の協力を得ながら電柱移転等を進め、工事を実施する予定になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、大同信号の境界まで行きますよね、まず。そうすると、大日音響さんのほうというと、全く今度、別なほうに移るわけですか。それとも、あそこに接続されて延長されるということなんでしょうか。その辺のところ、もうちょっと丁寧にひとつ。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 雨水排水事業については、同じ系統でいきますので、今、発注されている大同信号通りについては、八紘園から1、2、3工区となっております。大同信号さんの南側、端まで発注になっております。そこから、大同信号と第一精機さんの間のところ、そこを引き続き上流側として、大日音響さんのほうに向かって整備をしていくという予定でおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第14、議案第74号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第15、議案第75号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第15、議案第75号 平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第16、議案第76号 平成28年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 予算とは直接関係ないと思うんですけども、ただかねてからの懸案でありますのでお伺いしたいと思います。

上水道の山白石配水池から、何ていうんですか、排水、いわゆる掃除をした薬洗した排水が、依然としてそのパイプにやられて、そのままになっておるんです。かねての議会で、28年度にやるというふうに私は聞いていたんですけども、畑田川に落としておく大きなパイプの工事、これはこの年度中はやられないんですか。

これから寒さに向かってなんですけれども、その点です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 28年度におきましては、行人坊浄水場における天日乾燥床の設計業務を委託発注の内容で進めております。29年度以降、工事等を実施し、今現在の配水管については完了後撤去するような、そういった方向で現在進めております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 28年度中に設計を決めて、そして29年度の工事であると、こういうことですか。何か、前は28年度の予算の中でやるようなふうに、私、理解していたものですから、そうなんですか。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 28年度、本年度において天日乾燥床の設計業務を委託、発注をしまして、29年度から工事に着手したいという方向で進めております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 討論なしと認めます。

これから日程第16、議案第76号 平成28年度浅川町上水道事業会計補正予算（第2号）を起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○議長（円谷忠吉君） 起立全員です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第17、議案第77号 幼保一体化施設建築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 1つだけお伺いします。

非常に予定価格から比べると安くできたというのが、安く請負がされて工事がやられるという、そういう契約だというふうに私も見まして、これだけの金額の中で、この大きな請け差というんですかね、請け差という言い方はどうかと思うんですけれども、そういう状況が生まれました。これは、決して悪いことではなくて、安くてもいいものができれば、それにこしたことはないんですけれども、そういう状況の中で、工事の監理は、いわゆる設計監理をやった、名前は正式にはちょっと忘れちゃったけれども、いわゆる藤建技術設計センターと言いましたね、それが監理をやるということになるんですか。その点、お伺いしておきます。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 今回の議案が可決決定をいただきましたことになれば、監理業務につきましては設計されました設計事務所に見積もり依頼をしまして、その見積もり結果に基づき、今後契約の手続を進める予定でおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） よろしいですか。

〔「はい、わかりました」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 3点伺いたいと思います。

1点目ですが、本契約のもととなった工事の指名競争入札の業者指名の基準、これは何だったのか伺いたいと思います。

2点目です。この工事は、建築工事自体は工事期間は何カ月間ぐらいかかるというふうに見込んでいるのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから3点目ですが、この工事の着工見込み時期、これはいつごろになるというふうに見込んでいるのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 今回の業者を指名するに当たりましての選定基準でございますけれども、それぞれにございますけれども、地域要件、あるいは当然浅川町の希望しているもの、あるいは経営状況、手持ちの工事、過去の実績等を考慮して指名したわけでございますけれども、細かい要件については答弁は差し控えています。

たきます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 2点目の工事期間の見込みということでございますが、提案理由の中においても説明をしましたが、当初契約については29年3月31日を当初契約上は契約の工期とさせていただきます。その後、年度内に繰り越し関係の手続をしまして、平成29年12月末を完成期日というふうな予定で説明をしました。そういった関係上、工事関係の期間については10カ月から12カ月間というふうな見積もり期間でもって完成を見込んでおります。

3点目の工事着工の見込み時期ということでございますけれども、本契約が成立した後に、請負業者においては施工計画等の準備をしまして、また許認可等の手続をする関係上、建築確認の申請ですね、そういった確認を受けた時期を見越して現場に着工ということで、見込みではあります、現場に乗り込むのは実際、来年年明けの2月からは現場に乗り込むものというふうな見込みでおります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） まず、1点目でありますけれども、一般的に経営状況とか過去の実績ということでありますが、これだけ地元の業者、地元の業者ということで議論になってきたわけでありますから、やはり結果的に地元の業者が指名されなかったわけで、もう少しその選定の基準、例えばほかの、県なんかでも多分発表していると思うんですけれども、何かその業者の得点が何点以上の業者を選んだとか、そういうのがあると思うんです。もう少し詳しくご説明を願えればというふうに思います。

それから、2点目の10カ月から12カ月ぐらいはかかるだろうということは、これでわかりました。

3点目でありますけれども、建築確認の時期等もあるが、来年の2月ごろからは現場に入ると、こういう見込みであります。建築確認の今の段階というのはどういう段階なんでしょうか。本当だったら、建築確認というのは、こういう設計でいいですかということを県に聞いて、県がこの設計でいいですよということになったら初めて、私はきちんとした、ちゃんとした設計ができ上がって、それから入札だというふうに思っていたんですけれども、期間が短いので、期間が余らないということで、入札は先にやっとな。もし今後、建築確認で、県のほうでこの部分は直しなさいということになれば、設計変更になって、業者のほうでも請負契約の見直しということがこれは出てくるんだというふうに思うんですけれども、そういう心配は余りしておられないようなんですけれども、それはそれとして、この建築確認の見込み、いつごろになる見込みなのか伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） まず、地域要件でございますけれども、県内に本店、支店や営業所を含めまして、本店の機能を有するもの、建設事務所管内では県北、県中、県南、会津若松、いわき管内というようなことで、地域的には考えました。さらには、当然ですけれども、浅川町への建築工事の入札参加資格を希望するものがございます。この審査名簿に登載されているもの、これらの業者につきましても当然中身は技術者の数、あるいは過去の実績等が記入されているものでございます。そのほか、ご質問にありましたように、県の工事請

負の資格業者の名簿、あるいはその格付基準等の点数等も考慮しましたけれども、この点数等につきましては、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 建築確認の件でございますが、建築確認につきましては、建築制限解除、開発行為の第37条の承認申請を現在出しているところでございます。その承認が受けられない限り、建築確認申請を出せないことになっておりますので、今月中にはその承認が受けられるようには聞いておりますが、承認があり次第、建築確認申請を出すということで、ことしのうちには出せるような予定で考えてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） ことしじゅうには建築確認の申請が出せそうだと。建築確認の申請というのは、私、聞いたところによると、長いと1カ月ぐらいはかかる場合もあるという話なんですけれども、建築確認の許可が、建築確認がなされて、やってもいいよということになるのが1月の末、するとやっぱりどんなに早くても2月から着工と、こういうことなんでしょうかね。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 建築確認の申請をしまして、許可が出た暁に、ようやく土をほじくり返せるということになりますので、その間については準備工ということで、準備をしていただく期間だということで考えてございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） まず1点は、指名業者が前回同様、浅川町になじみのない業者が多く指名されています。前は8社の指名でしたが、今回11社に3社ふえたんですが、このふえた理由と、なぜこのなじみのない業者さんが多く指名されておるのかという点について。

それから2点目は、指名辞退業者が工事番号19号、この幼保一体化施設建設工事で2社、それから多目的ホール棟の部分で4社辞退者が出ているんですが、この指名辞退の理由は何なのか、何をもって辞退されたのか。それから、辞退をされたのはどの時点で辞退されたのか。これについてご説明をいただきたいと思います。

それから、今回分離発注ということでありまして、工事番号20号のほうの多目的ホールだと思っておりますが、これとそのほかの本体工事ということで、協議会でも説明がありましたし、そういうことだと思っております。それで、それと同時に、今度はこの付随する外注工事も、それに従って結局分けてあるんだという説明だったんですね。この点について、もう少し詳しく、今回もう入札も終わったことですから、ご説明をいただきたいと思います。

それから、今回この分離発注ということで、2つにしてやったわけですが、この今回やった分離発注というのはおかしいのではないですかというふうに私は思うんです。従来、それから通常行われている分離発注というのは、本体工事、設備工事、電気工事という分け方をするのが普通一般的なんですね。本工事みたいに、

多目的ホールと本体工事を分けるというような分離発注というのは、ちょっと今まで私どもも知らなかったものですから、これについて問題はなかったのでしょうか。

この分離発注の目的そのものは、やっぱり金額の少ない工事をつくって、そして1人でも多くの業者が、本来はやっぱり町内の業者とかということになるのだが、そういう業者さんに仕事をしてもらいやすいようにというのが分離発注の本来の考え方だと思うんですよ。ですから、設備工事、それから電気工事、本体工事というふうに普通分けているんだと思うんですね。この件についてお聞きしたいんです。

それから、入札時点、執行時点での概算工事費の予算額は幾らだったのか。私どもの手元には、5月20日に配付された資料で9億9,000万でした、建物の部分。ところが、今回予定価格が10億1,930万円なんですね。請負金総額が8億3,149万円。そうすると、町が設定した予定価格10億は、私どもに今まで説明されてきた町の概算予算額の9億9,000万円を、若干ではありますが上回っているんですね。通常、こういうことは余りないんだと思うんですよ。この辺についてもご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 1点目の、造成工事に比べ、指名業者が増加したということでございますけれども、合計10億を超える工事になりますので、このような工事をやってくれる業者としてふさわしい業者を選んだ結果、増加したということでございます。

それから、辞退の時点でございますけれども、建設水道課資料1、2とございますが、建設水道課資料1のほうでは、入札の前日までに2社が辞退いたしました。それから、建設水道課資料の2の中で、名前を出させていただけますと村越建設、それから会津土建、この2社につきましては、1社は2回目の入札の際に入札の札に辞退ということで書いて提出したということで、その場で辞退したというような内容になっております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、3点目の分離発注、19号と20号ですけれども、外構工事についてということですが、協議会のときにも説明しましたように、それぞれに関係する分について、外構工事を含めた工事の発注ということで発注していますので、建築工事及び建築外構という工事でもって、今回の請負契約の中において外構工事も含めた発注をしております。

また、いろんな発注形態はあろうかと思いますが、工種別に発注すべきでないかということで、本体、電気、設備工事という発注形態もいろいろあろうかと思いますが、今回の発注につきましては一括発注で発注をしたということでございます。これらについては、監理業務関係及び各業者との取り合い関係、調整、そういったものが非常に規模が大きい関係上、一括発注のほうが工事を監理する上で適切に監理できるということで、工事件数は19号と20号、2件になりましたけれども、発注形態については一括発注という形態をとらせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 建築に伴う予算額の件でございますが、概算工事費の当初、平成26年11月に計

画しました浅川町幼保一体化施設整備基本計画書の中では、建築工事、外構工事、合わせまして9億7,000万円でございます。そのときから、諸経費、人件費、さまざまに経費が5%以上ふえているだろうとしまして、28年度の予算額の中では10億2,000万をつかみで計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 指名業者が、前回の入札、いわゆる用地造成のときと同様に、浅川町になじみのない業者が指名されたら、このほかに、もっとなじみのある業者さんがいるんだと思うんですね。それが入っていない。それで、いわゆるわからない業者がふえているということについてなぜなのかということでお聞きしたわけでありませう。

それから、今度は指名辞退の部分であります。前日に19号のほうは2社ですか、指名を辞退していると。20号のほうで1社は入札時点で辞退しているということですが、これ辞退の理由はどういう理由をつけているんですか。せっかく指名してやっているわけですから、それについて何々によって指名を辞退したいとかという理由が出ていると思うんですが、この理由についてお聞きしたいと思ひます。

それから、担当課長、ちょっと勘違いされたかと思うんですが、関係する部分で外構工事、これはあれですか、協議会の時点では明確でなかったんですが、それで私お聞きしたんですが、関係する部分というのは外構工事、どこからどういうふうに分けたんですか、それがちょっとこの図面で見ても、色分けをしてあるわけでもないし、外構工事についてはわからないわけですか。ですから、それについて教えていただきたいという話であります。

これ今回、1社が両方とも取りましたから、監督上、監理上はそれほど大変ではないのかなと思うんですが、これが今回のような分離発注をされた場合、別な業者さんがそれぞれとったとしたらば、これは監理がとてもやれないような状況だったと思うんですよ。私、先ほどお話ししましたが、通常は設備工事、電気工事、本体工事というふうに分けるんじゃないですかと申し上げました。これは、それらのもの全てを含めて、1つの建物をここからこっちはA、ここからこっちはBという分け方をするわけですか。そういう意味で申し上げたんですが、先ほど担当課長、一括発注というような発言しなかったですか。これ一括発注じゃないんですね、別々に分けて発注しますよね。この辺のところを確認したいと思ひます。

それから、保健福祉課長、担当課長、資料で、古い資料の話も、26年のが出てきました。私が申し上げているのは、いわゆる入札に一番近い時点での予算額は幾らだったんですかということをお聞きしました。これは5月20日に示された資料なんです。ここでは9億9,000万円を、いわゆる概算予算として示してあるわけですよ。

それで、私がお聞きしたのは、これが予定価格になりますと、予定価格が2つの工事で10億1,930万円になっているんです。概算予算が9億9,000万円しかないのに、何で予定価格を10億1,930万円に設定したのかなど。普通、予定価格というのは、私ども常識的に知り得ている範囲内では、設計書があつて、それで算定された金額の5%引きとか10%引きとか15%引きとかで予定価格を設定して、それから指名委員長や何かその委員会で決めるんだと思うんですよ。それを町長が最終的に幾らでいいでしょうということで決められるんだと思うんですね。その辺について、私お聞きしたんです。何で概算予算が9億9,000万円しかないのに、予定価格を

10億1,930万円に設定されたのか。

以上の件です。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 1点目でございますけれども、浅川町になじみがあるとかなじみがないというのではなくて、現時点におきまして、この設計関係図書において、こちらが望むような立派な工事をやってくれるにふさわしい業者という観点から、細部につきましては先ほど上野議員に答弁したような内容で指名をいたしました。

それから、辞退の理由でございますけれども、2社につきましては入札前に担当課のほうへ連絡が来て話があったということでございますが、技術者が不足しているというような理由だったというふうに聞いております。

それから、入札書に辞退と書いて辞退した業者については、理由は承知しておりません。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 3点目のご質問の外構工事の関係の説明ですが、さきの協議会の中においても、本体工事と本体工事幼保一体化施設と多目的施設に関係する分を含めて、それぞれに外構工事を含めて発注しますということで、協議会の中において説明をいたしましたので、その内容で今回発注した内容でございます。

分離発注ということで、工種別にとということなのですが、これについても協議会のほうで説明しましたように、多目的施設に関係しては財源の関係上異なるということで、一括での発注ができない関係上、別々に発注したと、そういう中において総体的な工種別に発注も、そういう形態もあるのではないかというふうな質問ですが、そういった発注形態もありますが、今回については19号、20号に本体と電気設備を含めまして、分離して発注したという形態でございます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 建築工事と外構工事の絡みでございましたが、建築工事と外構工事、切り離してどうしても発注できないということで、場内の舗装工事、それからフェンス工事と一緒に対応するというところで進めてきた経過がございます。これで、年度当初の当初予算額の中で、建築に係る予算については10億2,000万円ということで、これまでもご説明してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） ただいまの、保健福祉課長、私、聞いたのはそうではなくて、5月20日に保健福祉課資料1ということで配付した、その中では概算予算額は9億9,000万円、建物、それが今回の入札では予定価格が10億1,930万円になって、逆に高くなったというのは、何が理由なんですかという質問を私はしたわけです。それについて教えてください。今の答えは、ちょっとずれていますからね。ちょっと、周りでちょっとサポートしてやって、きちっと答えさせてください。

それから、指名委員長の基準のを見て、そしてこの立派な建物ができるような、そういう業者を選定したん

だという答弁でありますね。ところが、ちょっと私、納得がいかないのは、さっき9番議員からどういう基準なんですかといったら、基準についてはお答えを控えさせていただきますという、基準がちっとも明らかになっていないわけですよ。だから、それは答弁したほうはそれで納得しているんですが、聞いているほうではどういう基準で選んだのかなということで納得いかない部分があります。

あと1点、財源が異なったので、結局分離発注の仕方が多目的ホールと本体工事等になったということですが、通常、財源区分が違っても、財源区分に合わせて工事を分離するというところはちっとないんじゃないかなというふうに思うんですよ。学校の体育館の耐震工事とか、いろいろこうありますよね。そういう場合、文科省の補助金、それから震災関係の補助金とか、いろいろ入ってくるわけですよ。すると、そのたびにこれは耐震の分の工事です、これは文科省の分の工事ですと、そういう分け方は普通、私はしないと思うんです。

以上、私、申し上げました3点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） 5月に説明しました建築関係の金額の際には、フェンス工事について、当初造成工事の中で発注する予定でしたが、最終的に建築が終わるころにフェンス工事をやらないと、いろいろ支障が出てしまうということで、建築工事にフェンス工事を含めた経過がございます。その点で、経費的に高くなってきたということでもあります。

以上でございます。

○議長（円谷忠吉君） 副町長、大谷修治君。

○副町長（大谷修治君） 指名の基準でございますけれども、細かく上野議員には答弁したとおりでございます。

ただ、その基準の一つとして、福島県の格付基準の点数がありますけれども、その点数が何点以上とか、そういうのについては答弁を差し控えさせていただきたいというような答弁でございました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） 3点目の財源が異なっても一括発注が通例ではないのかというふうな内容でございますけれども、前回の協議会の中でも説明を総務課長のほうからされたかと思いますが、財源が異なる関係上、契約を別に進めて取り扱いをすべきということがあったものですから、多目的施設と幼保施設を分けた工事発注の形態をとらせていただきました。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 反対討論を行います。

ただいまいろいろ質疑の中でも申し上げました。また、前回の全員協議会の中でもいろいろ指摘しておりますが、今回のこの幼保一体化施設建設事業につきましては、いろいろと疑問な点が私なりに感じております。

まず、先ほどから申し上げているように、私どもがなじみのない業者が多数指名されているとか、それから指名基準が明らかでないとか、それから分離発注の仕方がおかしいとか、それから予定価格が高過ぎたのではないのかとか、それからいろいろ質疑とか協議会の中でも答弁を差し控えるということで、情報が非常にこう、出されておる情報が少ない、そういうこともございます。

また、これも1つ、私ども問題にしましたが、資材置き場の農地転用許可が、本来ならば今回落札された三金興業さんがやるはずなんです、それを町が入札以前に転用許可申請をして、町が転用許可をとったと、そういうふうなところも、今までの浅川町の公共事業とは全く違う形がいろいろと出てきております。

最終的には、でき上がるとわかりますけれども、大変大き過ぎて立派な施設ができるんだと思うんですね。町民の皆さんの中には、今の段階で既にあれは大き過ぎないですかという声が相当に上がっております。

それで、私、いろいろ指摘しましたが、それらについても皆さん答弁いただきました。私どもは、無事に完成しまして、あと何年か後に会計検査院あたりの監査を受けて、何か問題が出ないようにと、そのことにも私は思いをはせたいと、そういった事業の内容というふうに理解しておりますので、私はこの幼保一体化施設建築工事請負契約について反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 幼保一体化施設建築工事請負契約について賛成いたします。

というのは、まず執行部が詳しい説明を我々議員にしていると思います。その執行部の説明には、まず問題はないと思っております。

それと思った以上、入札は予想以上に安く上がったということは、これは大変町民にとっては喜ばしいことだと思っております。

それと、一日も早く幼保一体施設が子供たちのためにでき上がることをお願いを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 共産党議員団を代表して、本案に反対の討論を行います。

反対の理由の第一は、設計された施設には無駄が多いということでもあります。

私たちは、現在の保育所、幼稚園が老朽化し、耐震基準も満たしていないことから、幼稚園と保育所を一体化した新しい施設をつくることには賛成であります。そして、子供たちが通うのを楽しみにするようなよい施設をつくることにも賛成であります。ただ、将来的には町の人口が減り、子供も減っていくことを直視し、過大な施設はつくるべきではないということを一貫して主張してきました。その立場から、平成26年に示された最大定員282人という基本計画には強く反対を表明しました。最近の幼稚園、保育所の子供は、合わせても200人ほどであり、余りにも過大だったからであります。

昨年、町は最大定員を50人減らして232人とする再提案を示しました。私たちの意見も一定反映された形になりましたが、それでもまだ多いと言わざるを得ません。施設規模のベースとなる最大定員が実態に合わず多い上に、昨年7月に議会に示された設計は、議会で視察したこども園にはどこにもなかった園長室や時間外保育室という部屋が6つも設けられる豪華なものでありました。建物の総面積が古殿町のこども園の1.5倍の3,000平米にもなるこの案について、具体的に問題点を指摘して、規模の適正化を求めてきました。

ことし2月に示された最終案は、時間外保育室はなくなったものの園長室が残され、新たに使い勝手が悪い三角形の多目的遊戯スペースやプレイルームが年齢ごとに6つも設けられました。しかも、その6カ所それぞれを各学年の出入り口にするという複雑な構造であります。余計なものをつくったために、子供の安全の面でも心配される施設になったと言わざるを得ません。

反対理由の第二は、地元業者に入札に参加する機会すら与えられなかったことであります。

事業が計画よりおこなわれているため、別途やるはずだった外構工事も本契約に含まれました。結果、この幼保一体化施設建設事業には、最初から最後まで一切地元業者が指名されないことになりました。今回契約する三金興業は、町内でもしっかりした業績が、実績があり、請負率も82%と異存はありませんが、事業全体を通して地元業者に仕事が回り得るような配慮をもっとすべきだったと思います。

以上の理由を申し上げて、本案には反対いたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 議案第77号 幼保一体化施設建築工事請負契約について、賛成の討論を申し上げます。

この幼保一体化施設につきましては、当初計画より詳細に秋より説明を受けてきており、ただいま上野議員が申しあげましたように、先進地の施設等も研修してまいりました。さきの造成敷地施設工事等も正当に入札執行がされ、また今回の幼保一体化施設建築工事請負契約につきましても、規定に基づき幼保一体化施設建築工事が、この施設請負工事契約を締結するためのこの契約の発注は正当に発注されたものと思いますし、私は賛成の立場で討論を申し上げます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第77号 幼保一体化施設建築工事請負契約についてを起立によって採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第18、議案第78号 多目的施設建築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 基本は、議案第77号の討論と同じ趣旨であります。

この多目的施設という名の遊戯室は、面積が広過ぎます。昨年7月の案では401平米あり、古殿町のこども園の218平米と比べても広過ぎることを指摘しました。しかし、最終案はほとんど変わりませんでした。過大な施設は、建設費だけではなく、その後の維持管理でも問題となります。使用する子供たちが冬に寒い思いをしないよう、きちんと対応することを求めながら、本案に反対する討論とします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、久保木芳夫君。

○11番（久保木芳夫君） 議案第78号 多目的施設建築工事請負契約について申し上げます。

私は、この原案に対して賛成としまして討論とします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

反対者の発言。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 議案第78号 多目的施設建築工事請負契約について、反対討論を行いたいと思います。

この反対の趣旨は、前議案第77号 幼保一体化施設建築工事請負契約についてで申し上げた内容と同じでございます。

以上、反対討論といたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、江田文男君。

○5番（江田文男君） 多目的施設建築工事請負契約について、賛成いたします。

今の現在の多目的施設は、運動をやるにも何しようがぎゅうぎゅう詰めです。私、よく招待されて行きますが、まず狭くて父兄の方が入る余地はございません。それで、今回の新しくできる多目的施設は、これは1回狭いから使ってみなくちゃわからないんですけども、まず私は当初から申しているように、広々としたところで安心・安全なところで、私は運動させてあげたいと思っているのがまず1つでございます。

それと、今の執行部は、一生懸命に子供たちのためにやっていると思います。その説明がうまいか下手か、それはわかりませんが、子供たちのために一生懸命やっているのはまずは間違いありません。

それと、私はあの木造の施設が一日も早く子供たちのためにでき上がることをお願い申し上げまして、賛成といたします。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第78号 多目的施設建築工事請負契約についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第19、同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。

本案につきましては、教育委員、小室孝行氏が平成29年2月1日をもって任期満了となるため、次の者を教育委員に選任したいので、同意を賜りますよう提案いたします。

住所、浅川町大字浅川字大明塚16番地の4。

氏名、結城久典。

生年月日、昭和30年1月2日。

同氏は、大東文化大学を卒業後、浅川町職員となり、町教育委員会事務局勤務を振り出しに総務課長を歴任し、平成27年3月に定年退職し、退職後は給食センター所長として町教育行政に多大な貢献をしていただきました。行政経験からも豊富であり、責任感が強く、温厚誠実でございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 1点お聞きします。

この結城久典氏が、先ほど提案理由にありましたけれども、役場退職後、学校給食センター所長になりました。それで、同氏は何年間、給食センターに勤務し、どんな理由で退職されたのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 学校給食センターは1年です。退職の理由は、後進に道を譲りたいということでありま

す。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 大変失礼しました。私の思い違いでしたかね。

そうすると、役場をやめて、何もやらずに現在に至っているということでよろしいのでしょうか。

○議長（円谷忠吉君） 町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 全然違います。よく聞いていて。

退職後1年、学校給食センターの所長としてお世話をいただきました。

以上です。

○8番（田中重忠君） 退職の理由を聞いたんですが。

○町長（須藤一夫君） 今、退職の理由を言いました。先ほど言いました。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 反対討論を行います。

同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、反対討論を行います。

通常、こうした人事案件については、反対討論等は余り行わないのが私の考え方ですが、結城久典氏については、理由は後進に道を譲るためだということでありましたが、学校給食センター所長を1年間だけお務めになりました。どんな理由で退職されたのか、その理由については後進に道を譲るという町長の答弁でありましたので、多分そうだったと思うんですね。

ただ、結城氏は総務課長当時、本町行政区1区からの要望のあった防犯灯1基を、民有地には防犯灯つけないんだというような、正当な理由をなく拒否し続けた経緯があります。この防犯灯が、その後つけたのかつけないのかわかりませんが、一担当課長が行政区から要望のあったものを、それを正当な理由に当たらない、そうした理由で拒否し続けた。ですから、これは総務課長としても、私は非常に問題だなというふうに考えておりました。

それと、もう1点は、現在、多分本町1区にかかわらず、両町区では、区長の後任者を一生懸命探しております。そうした中、本町1区においては、適任者であります人たちが、役場退職者の中にいるんですよ。そのほかはなかなかいないんです、民間の方に。ところが、この方々2名と結城氏は、今回結城氏はこういうことで教育委員になるからということになるのかどうかかわかりませんが、1区長にはなることを断っております。また、ほかの役場退職者2名は、現在勤務しているからということで、区長を引き受けられない。そうした中で、本町1区では区長をやられる方がいまだに決まっていない。こういう問題も出ております。

そうしたこともありまして、そうしたことも理由といたしまして、教育委員なら引き受けると、区長はやらない、こういう考え方もいかなものなのかなということもありますし、それから総務課長当時、行政区から

要望のあった防犯灯もつけなかったと、こうしたところから私はこの公共的な、そうした仕事に対する姿勢が私は問題なのかなというふうに判断しております。

以上の理由から、私は本同意案には反対を申し上げます。

〔「反論できないんだな、これは」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま8番議員の行った反対討論に対して、私は云々言うつもりはございません。

ただ、結城久典氏は性格も穏やかで実直でございます。浅川町の教育行政にさらなる力添えとなると思い、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第19、同意第4号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを起立によって採決します。

お諮りします。これに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

◎発議第3号の質疑、討論、採決

○議長（円谷忠吉君） 日程第20、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出についてを議題とします。

これから質疑を行います。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 提案理由の説明で、発議者のほうから初日に説明がありました。

あらかたわかったんですが、改めてもう1回伺いたいと思うんですけども、議長会のほうがこの発議をぜひ出してくれとあって、発議者もそれを了解した形になったわけですが、この発議を国に出す必要性、理由、これについて改めてご説明を伺いたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） 発議者として答弁させていただきます。

既に、議員年金等はなくなってしまったのは皆さん、ご存じだと思います。それに伴い、今後若い方が議員

になる、また議員として生活をしていかなければならないという立場になったときに、やはり将来の不安とか健康問題等、いろいろ障害になるおそれがある。それを払拭するためにも、ぜひこの年金制度を復活して、議員も厚生年金制度に加入しましょうという趣旨であると私は理解しております。

○議長（円谷忠吉君） いいですか。9番。

○9番（上野信直君） はい、結構です。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 3点ほどお尋ねします。

まず1点は、私ども議員の年金については、今から10年前ごろ、全国議長会と国が協議し、そして廃止されました。それから、いわゆる私ども議員の年金がなくなったんですね。その全国議長会が、どういう考え方で今回のこの意見書に書かれているように厚生年金制度を新たに起こして、地方議員も加入するというふうにしたのか、この点について全国議長会と、それから県の議長会等でどのような認識を持っておられるのか、この点について、わかる範囲内で結構ですのでご説明いただきたいと思います。

それから、この厚生年金制度ができて、我々地方議員が加入すると、実態の面でどういうふうになるんでしょうか。ということは、私ども普通町議員やっておられる方は、会社員の方は厚生年金に入っていますよね。それから、厚生年金と同時に社会保険も入っているんですね、ひっくるめてね。私ども、会社に勤めていない者は、国民年金保険に入っております。そうすると、社会保険との兼ね合い、それらがどういうふうになるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

それから3点目に、厚生年金制度をふさわしいものにする、議員を志す新たな新人、人材確保につながるということですが、これは須藤議員がおっしゃっているんじゃなくて、この提案者の意見書の中に書かれているということで、なぜ厚生年金制度をふさわしいものにする、議員を志す新たな人材確保になるのか、この辺についてもできる範囲内で結構です、見解をお尋ねしたいと思います。

なお、年金制度等について、もしできれば町の総務課長も補足的に、こうなるんじゃないのかなというような話でも結構ですので、ご説明いただきたいと思います。

○議長（円谷忠吉君） 3番、須藤浩二君。

○3番（須藤浩二君） じゃ、私のわかる範囲でご説明申し上げたいと思います。

平成23年6月に地方議員年金制度は廃止されました。ご存じのとおりだと思います。それを踏まえまして、平成24年4月、地方議員の新たな年金のあり方に関する検討報告により、地方議員の被用者年金一元化により、厚生年金が廃止され、厚生年金に統合される予定であることを前提として、地方議員の厚生年金加入を検討するという旨の総務省の動きがありまして、今回の28年3月、地方議員年金検討PTにおいて、地方議員への年金医療保険の適用に関する新制度案が取りまとめられて、今回の発議となったわけでございます。

○8番（田中重忠君） あと、議員を志す新たな人材確保につながるということについての認識はどうですか。

○3番（須藤浩二君） やはり将来の不安があると、片手間の議員になってしまう。やはり議員というのは、かなり重い仕事だと私も認識しております。24時間365日、安心して議員議会活動ができる、このような制度をつくるには私はいいい、厚生年金制度加入はぜひとも行っていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） わかりました。

それで、この厚生年金制度に地方議員が加入するとどうということになるのかという点について、局長わかったらば、わかる範囲内で結構ですので、どんなふうになるのかだけ。

○議長（円谷忠吉君） 議会事務局長、岡部栄也君。

〔「もしわからなければいいです」の声あり〕

○議会事務局長（岡部栄也君） 昨年度、被保険者年金制度が一元化になりまして、それを受けまして、今回の地方議会議員もその年金制度への加入をしましようというようなことでの意見書の提出だと思えます。

現在の制度の中の厚生年金制度へ加入することになりますので、加入するということになると、現在の厚生年金制度の適用を受けるということだと思えます。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） そうすると、それは社会保険としての厚生年金なんですか、厚生年金部分を切り離れたところに加入するということになるんですか。

○議長（円谷忠吉君） 議会事務局長、岡部栄也君。

○議会事務局長（岡部栄也君） 厚生年金制度加入なので、短期と長期と2種類ありますので、短期については社会保険、健康保険の部分も一緒に加入ということになるんだらうと思えます。

○議長（円谷忠吉君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

まず、最初に反対者の発言を許します。

8番、田中重忠君。

○8番（田中重忠君） 本意見書提出について、反対の立場から反対討論を行います。

もともと、先ほど23年に廃止したということでありましたが、これは私も議員が厚生年金、また共済年金、それらに入りますと、私どもが半分、それから半分は市町村が負担するということになるわけですね。これについて、やっぱり廃止された最大の理由は、市町村会計から私ども議員のために年金分を拠出するというのは、負担として重いということが最大の原因だったかと思えます。

そうした中、また厚生年金制度に加入するということではありますが、厚生年金制度をどういうふうに制度が構築されるのかわかりませんが、従来まで私どもが知っている厚生年金であれば、これはかけた年数によってもらえる、もらえないという問題も出てくるでしょうし、何年以上かければ対象になるとか、いろいろ問題があるんですね。ところが、それらの制度の実態そのものについては、私ども全く聞いておりません。そういう制度の中身もわからない段階で、こうした意見書を出すことについては、やはり拙速すぎるのではないかなというふうに感じます。

それから、私ども地方議員は、決して待遇とか報奨とか、それらのものが多い少ない、そういったことで活動をするとかしないとか、そうしたことは私自身は考えておりません。なお、最近出ております政務調査費の私物化、これらも議員の生活を安定させて議員活動を活発にするためという、そういう趣旨で支給されているものでありますが、かなりの部分の議員さんが無駄遣い、私的に流用して問題になっております。

そういったことも含めて、これは今さら厚生年金制度を復活し、加入をするということについては私は反対でありますので、反対をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） 随分と誤解されている部分があるというふうに思います。

私は、たまたまこの解説の書面を事前にもらったので、議会運営委員会の方にいただいたので、これを見てああこういうものかというふうに理解しましたがけれども、以前の議員年金を復活させるということではないんですね。以前の議員年金というのは、3期12年間やれば、議員だけ特別に年金がつくと、こういうことで、世間から厳しい批判を浴びて廃止になったわけでありますけれども、それと全く違う、議員の皆さん、厚生年金に入るようにしましょうということでもあります。

今、私たちは大方の方は国民年金に入っていて、国保に入っています。負担が大変になります。それを、今度は厚生年金に入ることによって、給料からもその分引かれますけれども、町からも一定出して補助しようということでもあります。

基本的には、一番、なぜこういうことをやるかという理由は、若い地方議員のなり手がいない、生活が不安定で、支給される報酬も十分に生活できるような、県会議員とか大きな市会議員ぐらいもらえるというところはほとんどありません。ですから、なかなか条件が悪くて、若い人になってもらいたいんだけど、なってくれる人がいないというのが実情だと思います。そういう実情を踏まえて、国のほうでもこういう制度をつかって、恐らく国のほうの支援もあると思うんですけども、若い議員のなり手を何とかふやそうと、こういうことだろうというふうに思います。

年のいっている私たちには余り関係のない話でありますけれども、でもこれからの議会のあり方を考えれば、これはぜひ国に強く求めて成立をさせるべきだなというふうに思います。

○議長（円谷忠吉君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） これで討論を終わります。

これから日程第20、発議第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書提出についてを起立によって採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

○議長（円谷忠吉君） 起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（円谷忠吉君） 次に、日程第21、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、別紙のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。会議規則第75条の規定により、申出書のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（円谷忠吉君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第6回浅川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時59分